



新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び早期収束を図るため、国においては緊急事態宣言を発令し、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの推進などの緊急事態措置を講じたところであるが、病床のひっ迫が深刻化するなどの厳しい状況が続いているため、10都府県では緊急事態宣言が延長された。

このような状況において、住民と最も近い都市自治体においても、医療、介護、地域経済等の現場において様々な課題に全力を尽くしているところであり、今後ともその取組を一層強化するため、国においては次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 新型コロナワクチン接種について

- (1) 地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において事業スキームを構築し、スケジュールや執行体制を確立すること。
- (2) 地方自治体に対して速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 分配は流通単位に留意し、柔軟な実施方法とすること。
- (4) 接種費用は全額国費により措置すること。

2 医療機関に対する支援について

- (1) 公立病院を含めた医療機関に対し財政支援を行うこと。
- (2) 医療機関における新型コロナウイルス感染症対策経費に対する支援を継続すること。

3 地方自治体への財政支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
 - ア 令和3年度はもとより、令和4年度以降も継続すること。
 - イ 算定に当たっては財政力による較差が生じることがないよう見直すこと。
 - ウ 繰越手続きの弾力化や交付金の充当範囲の拡大など柔軟な運用を可能とすること。
 - エ 様々な施策に対応するために、地方自治体に幅広い裁量を与える交付金を創設すること。
- (2) 減収に対する措置について
 - ア 税収減に対しては、減収補填債や臨時財政対策債に振り替えることなく全額国費で確実に措置すること。
 - イ 特別減収対策債について、減収補填債と同様に建設事業以外にも発行できるようにすること。
- (3) 各分野における措置について
 - ア 公共施設等における厳しい運営に対して財政支援を充実させること。
 - イ 感染症対策に係る保育対策総合支援事業費補助金及び子ども・子育て支援交付金について、令和4年度以降も引き続き支援すること。

- ウ 学校施設環境改善交付金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う繰越等を可能とする柔軟な運用を継続すること。
- エ 感染防止衣等の消防・救急資機材の確保及び財政措置を講ずること。
- オ 学校におけるマスク等の必要な衛生用品の供給に万全を期すとともに、備蓄費用について国費で補助すること。
- カ 参議院議員通常選挙の執行経費について、感染症対策に要する経費を措置すること。
- キ 大規模災害発生時における避難所での感染症対策に必要な支援を実施すること。
- ク 災害時にも迅速かつ的確に対応するため、自宅療養者に係る安否情報等を国・県・市町村の関係機関で共有し、必要な支援を実施すること。

4 事業者等への支援について

(1) 交通事業者について

長期化する収益減に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

(2) 介護保険・障害者支援事業者について

ア 減収補填策を講じるとともに、事業継続が可能となるよう運営基準や報酬等の制度見直しを行うこと。

イ 安定的にサービスを提供するため、有効な人材確保策を講じること。

(3) 社会教育団体等について

地域で活動している文化芸術・スポーツ等の社会教育団体等への財政的支援を行うこと。

(4) 地域経済対策について

ア 中小企業等に対する減収補填等の施策及び融資限度額等について、更に拡充するとともに、失業者への再就職支援の強化を図ること。

イ 新型コロナウイルスの影響が収束した後に、観光客誘導イベント事業等への継続的な支援を行うこと。

5 その他

(1) I C T 環境整備について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を効果的に実施していくために、行政側の I C T 環境の整備だけではなく、住民や地域側の I C T 環境の整備（ハード面）や I C T リテラシー向上（ソフト面）のデジタルデバイド対策を充実させること。

(2) 電子契約の推進について

契約締結、納入検査、請求等まで電子上で行うことができるよう、国の政府電子調達システムの利用を拡大すること。

令和3年2月18日

内閣総理大臣菅義偉様

総務大臣武田良太様

文部科学大臣萩生田光一様

厚生労働大臣田村憲久様

経済産業大臣梶山弘志様

国土交通大臣赤羽一嘉様

内閣官房長官加藤勝信様

行政改革担当大臣河野太郎様

経済再生担当大臣西村康稔様

神奈川県市長会
会長 本村 賢太郎





森林病害虫防除対策（ナラ枯れ被害対策）に係る緊急要望

森林や公園、緑地は、コロナ禍において外出自粛が行われた期間において多くの住民が運動や散策等に訪れる憩いの場や、子どもたちの居場所として、大変重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、関東圏ではこれらの場所において、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れるナラ枯れ被害が急激に拡大している。

ナラ枯れ被害は、全国において平成22年度にピークを迎えた後、近年ではピーク時の2割程度の被害量で推移していたところであるが、令和2年度速報値では、対前年度比で約3倍の被害が全国で確認されている。特に神奈川県内においては、平成29年度に初めて被害が確認されて以降、令和2年度には平成29年度比で約49倍、令和元年度比で約10倍の被害木が確認されており、被害の範囲も県下全域に拡大している。

ナラ枯れ被害により枯れた樹木は景観を損ねるだけではなく、倒木や折れ枝による人的・物的被害の恐れがある。また、中山間地域では山地災害防止機能や水源涵養機能への影響が懸念される。

また、被害の拡大防止に当たっては、自治体間の連携による広域的な対策がより効果的であるが、地方自治体がそれぞれの財源で実施できる対策には限度がある。また、被害木は民有地においても発生しており、対策のための費用負担についても検討が必要である。

こうした中、地方自治体では、森林病害虫等防除事業費補助金を活用して、ナラ枯れ被害対策を実施しているところであるが、地方自治体の財政負担が増大していることや、現行の制度では、公園や緑地への対策が十分に講じられないなどの課題がある。

そこで、ナラ枯れ被害に対して十分な対策を講じることができるよう、次の事項について要望する。

- 1 森林病害虫等防除事業費補助金について、ナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること
- 2 公園や緑地を対象とした、ナラ枯れ被害対策に係る補助事業を創設すること

令和3年2月18日

内閣総理大臣 菅 義 健 様

農林水産大臣 野 上 浩太郎 様

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様

神奈川県市長会 会長

相模原市長 本 村 賢太郎



神奈川県町村会 会長

湯河原町長 富 田 幸 宏

